

加。3度の自主健診、じん肺管理区分申請、稲葉さんの認定に至る経過などが報告された。健康診断を続けていくことの重要性を改めて斎藤医師が講演した。

退職者が、自ら健康管理しているという積極的な取り組みは、全国でも珍しい。今後とも健診活

動を中心に地道に活動するほか、じん肺管理区分決定の問題や、アスベストの危険性を訴える活動に取り組む予定である。センターも協力して共に歩いて

いきたい。
(神奈川労災職業病センター
川本浩之)



胸部の穿刺。病理組織に出すため。

2月7日 愛大へガリウムシンチ検査に行く。がんの転移の場所を確かめるため。

2月13日 熱は毎日続く。呼吸が苦しくなりはじめ、酸素吸入を取り付ける。

2月14日 今日から個室に移る。絶食。

2月15日 病理組織の結果、肺がんと診断され、石綿が原因とかで悪性中皮腫、日本では現在10万人に1人の割合の悪性のがんで、外国では症例が多くあるが、日本ではまだ数少ない職業病であると主治医から説明あり。治療のため抗がん剤の注射が今日から始まる。主治医から身内の人に会わせるように言われた。不眠、心拍数上がりECGとる。持続点滴の切開術。毎日苦しい。酸素吸入しながら呼吸困難、苦しさのあまりベッドの上で立ち上がる。痛みと呼吸困難で苦しさのため髪の毛、眉毛が鬼の面のように逆立ち、焦点の定まらない眼を開き、この世の地獄を彷徨うような日々である。輸血600ccする。

2月24日 朝から今までにない苦しみよう。午後5時7分、治療の甲斐もなく苦しみながらとうとう帰らぬ人となってしまった。今まで苦しかったのが嘘のように逆立っていた眉毛、髪の毛が静かに落ち着き、何もなかったようにおだやかにきれいな寝顔である。主治医の希望で解剖す。今後の研究の

発電所労働者遺族が裁判提訴 四国電力●労災制度知らされず時効に

さる93年11月16日、元四国電力西条火力発電所労働者の遺族が、松山地方裁判所に四国電力を相手取り、民事損害賠償請求の訴えを起こした。このケースは、全国一斉「アスベスト・職業がん110番」の一環として91年に愛媛労働災害職業病対策会議が愛媛県新居浜市にて行った相談のひとつである。この件について、せとうち法律事務所の草薙順一弁護士、藤田育子弁護士らの全面的な協力を得て、遺族と四国電力との調停を西条簡易裁判所に申し出たが、四国電力に全く誠意がみられないため、裁判提訴に踏み切ったものである。

このケースは死亡して7年が経っており、労災保険による遺族補償の給付申請は行われなかった(労災保険の遺族補償請求の時効は5年)。医師や会社などから労災補償請求が行えることを知らされなかったり、あるいは「労災とし

て認められない」などの説明を受けており、労災補償の制度を知ることができなかったために不利益を被ったケースである。

被災者のAさんは、44年(昭和19年)より死亡までの約40年間にわたり発電所の電気修理工として働いてきたが、84年(昭和59年)2月24日、容体が悪化し死亡した(当時54歳11か月)。当時、看護婦をしていた妻の日記には次のように書かれている。

■妻の日記から

1月18日 1週間前から咳がひどく、微熱発汗あり。西条中央病院受診、肺炎とのことにて入院。

1月26日 抗生物質などで治療するがよくなり、精密検査のため国立松山病院へ転院す。何年かぶりの寒波雪の日である。

1月30日 熱38度前後、咳、血痕持続、検査、気管支造影、CT

ためと病巣を知るためとのこと。

■アスベスト110番を訪れる

91年7月2日、新居浜市新田町の新居浜医療生協事務所でアスベスト110番が開設された。妻のBさんは隣の西条市より直接、事務所を訪れた。Bさんにとってこの相談の窓口は実に7年間待ち続けたものであったが、それには、夫の死亡の際、主治医から聞かされた言葉が大きな影響を与えていた。

それは、「アスベストによる悪性中皮腫であり、外国では症例が多いが、日本では数少ない職業病であること」「今はこの職業病は労災認定の扱いはできないが、やがて日本もこの問題を取り上げるようになるでしょう」との言葉であった。56歳で夫を亡くし、建てたばかりの新築住宅のローンもほとんど残し、娘は進学をあきらめることを余儀なくされてしまった。現職で死亡したが、葬式には四国電力からは規定の花輪1対と葬儀代金41万円が支給されただけであった。上役の人が死亡の原因を尋ねたので、アスベストによる悪性中皮腫と説明したが、その後会社からの特別な説明はない。

7年が過ぎて、新聞にアスベスト110番の記事を見つける。主治医の言っていたアスベスト問題を取り上げるときがきているのだと知った。やっと自分たちの問題が取り組まれるのだとわかり、思い切って事務所を訪れたわけである。だ

が、5年の時効の問題。さらに、アスベストによる健康障害の労災認定については、夫の死亡時も「個別事案ごとの判断」によって認定されており、88年には認定基準まで定められていたことを知り、今まで待ち続けた空しさがこみ上げてきた。

愛媛労職対では、「時効の問題があるとしても、労災補償の制度についてはこの事務所を訪れるまで知らなかったし、また、知らされなかったのであるから、民事請求の権利はある」と説明、弁護士への支援を得ることを約束した。

■アスベストに無関心四国電力

死亡したAさんは電気修理工であった。死亡の際は、四国エンジニアリングに出向の管理職であったが、根っからの発電所労働者である。発電所とアスベスト、電気修理工とアスベストはどう結びつくのであろうか。

発電所には、随所にアスベストが使われていた。縦横にめぐらされた配管には保温のためのアスベストが巻かれ、マンホールのパッキンやボイラー室の壁面、電線や絶縁の配線などである。電気修理工として、これらの壁面の除去作業など、保温工とともに作業も行った。そのため親しくなった下請保温工に、家の風呂等の修理を手伝ってもらったこともあった。

四国電力については、Aさんの死亡原因が悪性中皮腫ないし肺

がんであり明らかにアスベストによるものであることを知るならば、死亡当時より安全と健康への配慮を行うことは当然の義務としてあったのであり、結果として不幸にも被災死亡した場合は、企業としての責任をとるのは極めて当然のことであった。しかし、弁護士を介しての話し合いの申し入れに対し、会社側は「病理解剖記録では悪性中皮腫でなく、肺がんであるから認められない」と答えた。アスベストによる健康被害の問題を理解しているとは全く思えないものである。

■裁判への御協力を

この裁判では、①補償の制度を知ることができなかったため長期間経たこと、②発電所の本工労働者としてのアスベスト被災であること、の2点が注目される。

妻のBさんは「夫の死体解剖が世の中の役にたってくれれば」と思い、解剖に同意した。いまこの裁判は、残された遺族の苦しみを訴えるとともに、「アスベストで同じように苦しんでいる人のためになれば」と家族みんなで相談し、決意した。今後、裁判の過程では幾多の支援が必要である。とくに医学上の専門知識や安全衛生に関する情報は重要である。

ぜひこの裁判への支援をお願いいたします。



(愛媛労働災害職業病対策会議

事務局長 白石昭夫)

四国電力アスベスト
裁判訴状(抜粋)

請求の趣旨

- 一 被告は、原告B(被災労働者の妻)に対し金32,220,436円、原告C、D及びE(被災労働者の子)に対し各金10,740,145円並びに右各金員に対する訴状送達の日翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 二 訴訟費用は被告(四国電力株式会社)の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求め。

請求の原因

- 一 当事者(略)
- 二 被告会社における粉じん作業及び石綿粉じん暴露の実態
 - 1 被告会社は、日本発送電株式会社時代の昭和16、7年頃から終戦ころまでの間に、西条市に火力発電所3基を設置して発電事業を開始し、被告会社もそれを引き継いで、今日まで発電事業を行ってきた。
 - 2 ところで、右発電所内の各発電装置のボイラー(気罐)室の壁の内部には右発電所が設置された当初から、石綿がボルトで着装されて断熱材として使用されており、ボイラー本体及び附属設備の出入口の蓋部分や電線、配線等にも石綿が絶縁体として巻かれて使用されてきている。
 - 3 西条火力発電所においては、

通産省の指導により、3基の発電所の運転時間に応じて、定期の点検、清掃作業が行われる。右定期検査には、簡易のものと精密定期検査の2種類があり、前者は約2か月、後者の場合は約3か月をかけて作業が行われることになっている(以下両者を併せて「定期検査」という)。

- 4 右定期検査の際には、発電所は全部運転を停止して、被告会社の電気保修工がボイラー室内及びタービン、発電機に至るまで点検し、故障箇所の修理などを行う外、電気運転員も駆り出されて、定期検査期間は、清掃等の作業に従事することとされている。また、下請けの電気保温工が、断熱材ないし絶縁体として使われる石綿の取り替えの作業を同時に行う。

右定期検査時以外にも、電気保修工は、故障箇所が発見された場合には、同様の修理作業を行うのである。

- 5 定期検査時には、ファンを回してボイラーを冷却させた上で作業を行うものの、ボイラー室内は、灰や煤、とりわけボイラー内の熱風で断熱材や絶縁体として用いられている石綿が粉じんとなって飛散し、これらの粉じんが充満している状態であり、更に、修理作業に伴い、新たに内部の石綿が粉じんとなって飛散する。

また、同じ発電所内で、下請

けの電気保温工が石綿のプレス、切断、取り付け等の作業を行うが、右作業により発生する石綿の粉じんも飛散して、辺りに充満している。

- 6 定期検査作業等にあたって、作業員らは被告会社から作業着や防じんマスクを支給されるが、作業着はとくに防じんのための工夫を凝らしたのではなく、防じんマスクに取り付ける防じんフィルターもその性能が不十分であるため、細かい粉じんはフィルターを通り抜けて、容赦なく鼻腔に入ってくる。しかも、熱風の舞う狭い作業所での作業のために、作業員は暑さと息苦しさのために、実際には防じんマスクを付けたり外したりしながら作業をしているのが実情である。

このように、作業員らは作業着や防じんマスクを着用するものの、その性能が不完全であり、また、その着用についての指導が徹底していないために、石綿を含む粉じんや蒸気などを全身に浴びたり、鼻腔からの吸引を避けられない状況であった。

三 職業病の発生

- 1 石綿は繊維状の珪酸化合物であり、これを吸引することによってじん肺を引き起こすこと、また、石綿がじん肺の原因物質の中でも特に危険なものであることは、早くから指摘されてきたところである。

2 しかるに、近時の研究や報告によって、石綿には他の紛じん比べて極めて高い発がん性があることが明らかになっている。石綿肺による死者のうち、肺がん・悪性中皮腫によるものが20パーセントにのぼるといふ調査結果もある。また、肺がん・悪性中皮腫の発生は石綿じん肺の進行程度とは必ずしも対応せず、じん肺の進行が末期になっていなくても悪性腫瘍で死亡する危険は同様に高い。石綿の発がん性は、石綿が他の発がん物質のキャリアーとして作用することと共に、石綿繊維が、気管細胞等の異常増殖を引き起こし、発がんしやすい状態を作り出すためと考えられている。

ことに、悪性中皮腫は、石綿吸入特有の腫瘍とされている。胸膜、腹膜等が好発部位であり、必ずびまん性に進行し、症状出現後、大多数が2年以内に死亡する。また、悪性中皮腫は、石綿肺を引き起こすよりも相当低い暴露量でも発生すること。更に、石綿による肺がんは暴露開始より15から40年、中皮腫は20から50年もの長い潜伏期間をもつことも明らかになってきている。

3 右のような研究や調査、臨床報告などを受けて、労災補償の場面においては、近時、石綿を扱う作業に従事する労働者が肺がんや悪性中皮腫に罹病した場合には、これを職業病として認

定し、労災の適用を認める扱いがなされるようになってきているのである。

四 Aの作業内容と罹病

1 (一) Aは、昭和19年4月1日被告の前身である日本発送電株式会社に雇用され、昭和26年5月1日には被告新居浜支店・西条営業所管内の西条火力発電所に電気運転員として配置されて、電気運転の作業に従事していたが、昭和40年11月1日からは同発電所で、電気保修員の発令を受けた。

電気保修員の作業内容は、前記のとおり、定期検査時の発電所のボイラー、タービン、配線等の点検、修理作業の外、日常的な修理点検作業が主なものであったが、電気運転員も、電気運転の作業の外に、前記のとおり、定期検査時にはその作業のために動員され、1年間に2、3か月は定期検査の作業に従事していた。

(二) Aは、昭和46年3月1日には保修班長の辞令を受けたが、部下を指揮・指導する外、自らも従前同様の電気保修員としての作業も行っていった。

(三) その後、昭和47年3月1日から同51年2月までは、被告会社の関連会社である四国エンジニアリング株式会社に出向扱いとなり、昭和51年3月1日付けで再び被告会社に戻り、被告会社で従前と同様の仕事に当たり、

昭和58年3月1日に役付待遇で右四国エンジニアリング株式会社に出向したものの、昭和59年2月24日に死亡したため、出向を解除され、被告会社に戻った形にした上で解職扱いとなったのである。

2 Aの所属や職務名は、前記のとおり数回かわっているものの、その職場は入社から死亡により退職するまでの間、一貫して西条火力発電所であり、毎年、1年間のうち2、3か月は少なくとも前記のような定期検査時の点検、修理作業に従事してきたものである。

3 Aは、昭和59年2月24日被告会社を死亡退職した。Aの死因は、死亡診断書によると悪性中皮腫であるとされているが、その後の病理解剖では、主病変は肺がん(大細胞がん)と診断された。

右悪性中皮腫の診断を下したのは、生前、Aが入院治療を受けていた国立療養所愛媛病院でAの治療に当たっていた主治医のF医師であり、Aが悪性中皮腫に罹患していた可能性も高いのであるが、いずれにしても、右Aは勤務していた被告会社の西条火力発電所の作業環境が劣悪であり、長年にわたり紛じん、とりわけ極めて発がん性の高い石綿の紛じんに晒されてきた結果、悪性中皮腫ないし肺がんにかかり死亡したものである。

(以下略)

